

座間市教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 開会日時 令和4年6月10日（金） 午前9時35分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 小井田 由美子 委員 鈴木 義範
 委員 北村 美奈子
- 4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真
 教育指導課長 宮崎 広孝 生涯学習課長 吉野 芳絵
 図書館長 飯田 京子 教育研究所長 石田 正行
- 5 書 記 佐藤 雄一 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	25	座間市学校運営協議会委員の任命について	教育指導課長	承認
2	26	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
3	27	座間市立図書館協議会委員の委嘱について	図書館長	承認
4	28	座間市文化財保護委員会委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
5	29	令和5年度使用教科用図書の採択方針について	教育指導課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	7	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

木島教育長 それでは、ただいまより6月定例教育委員会を開会いたします。

本日は、馬場委員から欠席の連絡を受けておりますが、教育長と在任委員の合計の過半数が出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議は成立するものといたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は6月10日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に鈴木委員と北村委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 5月11日(水)定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

同日、公民館運営審議会委員委嘱式、教育長出席です。

同日、社会教育委員委嘱式、教育長出席です。

5月12日(木)市基地返還促進等市民連絡協議会定期総会、教育長出席です。

5月18日(水)豊かな心を育むひまわりプラン改訂委員会、教育長、馬場委員出席です。

5月19日(木)市長定例記者会見、教育長出席です。

同日、市民芸術祭山野草展、教育長見学です。

5月21日(土)市PTA連絡協議会定期総会、教育長出席です。

同日、市民芸術祭さつき花季展、教育長見学です。

5月22日(日)わんぱく相撲座間場所、教育長出席です。会場は栗原小学校の体育館でした。

同日、市民芸術祭さつき花季展表彰式、教育長出席です。

5月24日(火)市議会第2回定例会開会・総括質疑、教育長出席です。

5月25日(水)リラックスタディざま緑ヶ丘教室、これはボランティアが学習をサポートする教室です。教育長視察です。

5月26日(木)市スポーツ・文化振興財団定時評議員会、教育長出席です。

5月27日(金)市文化協会総会、教育長出席です。

5月30日(月)県都市教育長協議会総会、教育長出席です。海老名で開催されました。

6月1日(水)市議会第2回定例会一般質問、教育長出席です。

6月2日(木)市議会第2回定例会一般質問、教育長出席です。

6月3日(金)市議会第2回定例会一般質問、教育長出席です。

6月4日(土)小学校運動会(栗原小学校、相模野小学校、相武台東小学校、東原小学校、立野台小学校、中原小学校)、教育長視察です。

以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第25号から第28号まで、及び報告第7号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第25号から第28号まで、及び報告第7号は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件を行った後に、非公開案件を順に行うことといたします。

それでは、議案第29号「令和5年度使用教科用図書の採択方針について」、提案説明をお願いいたします。

(宮崎課長 挙手)

木島教育長 宮崎教育指導課長、お願いいたします。

宮崎課長 それでは、資料12ページを御覧ください。議案第29号「令和5年度使用教科用図書の採択方針について」、令和5年度使用の座間市教科用図書を採択するに当たり、採択方針を別紙のとおりとすることについて議決を求める。提案理由としましては、県の「令和5年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づく、座間採択地区としての方針について提案するものです。

13ページを御覧ください。こちらが、座間採択地区令和5年度使用教科用図書採択方針です。(1)小・中学校における教科用図書については、無償措置法第14条の規定に基づき、前年度と同一の教科用図書を座間市教育委員会が採択する。(2)特別支援学級における教科用図書については、「特別支援学校用教科書目録」に登載されているもの又は学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書」のうちから座間市教育委員会が採択する。以上が、令和5年度教科用図書の採択についての方針です。

採択は、基本的には4年に1度行われるもので、無償措置法第14条の規定に基づき、継続して採択するものです。小学校、中学校の教科書については、次年度も本年度と同じ教科用図書を採択することが基本方針となります。県の採択方針については、

14ページから18ページにかけて掲載しております。

議案第29号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。

昨年度も、教育委員の皆様には、中学校社会の歴史的分野の教科用図書について御検討いただきました。今の宮崎課長からの説明にもありましたとおり、4年に1度の採択ということですので、採択の年には、また教育委員の皆様にも御検討いただくということになります。

それでは、ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第29号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第29号は承認いたします。

本日、公開の案件は以上です。

会議の冒頭で決定しましたとおり、議案第25号から第28号まで、及び報告第7号は非公開といたします。

(議案第25号「座間市学校運営協議会委員の任命について」から第28号「座間市文化財保護委員会委員の委嘱について」まで、及び報告第7号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

(東担当課長 挙手)

木島教育長 東保健給食担当課長、お願いいたします。

東担当課長 学校教育課から、座間市中学校給食(選択式)における食中毒事故について報告させていただきます。

それでは、報告書の2ページを御覧ください。こちらはメールでもお伝えしていますが、概要としまして、(1)発生日時、令和4年5月19日(木)。(2)喫食者数、771名。(3)有症状者数、これは腹痛又は下痢を発症した者ということですが、2

49名。このうち、5月20日（金）に欠席した者は28名でした。（4）入院者数、0名。（5）主な症状は、今申し上げた腹痛、下痢などです。（6）原因施設は、中学校給食を受託している業者の調理場です。（7）原因食品は、不明です。保健所の調査では、保存している食材の検査を行うのですが、そちらから菌は検出されなかったと聞いております。ちなみに、5月19日（木）に提供されたメニューとしましては、チキンのプロバンス風、じゃが芋とツナのカレー炒め、パスタサラダ、マンゴーゼリー、その他に牛乳も含め、給食として提供いたしました。（8）病因物質は、ウエルシュ菌です。

ウエルシュ菌につきましては、6ページを御覧ください。ウエルシュ菌というものは特別な菌ではなく、自然界に広く存在する細菌です。ウエルシュ菌は、潜伏期間は6時間から18時間、平均では10時間で、喫食後24時間以降に発症することはほとんどありません。主要症状は腹痛と下痢となり、下痢は1日1回から3回程度で、嘔吐や発熱などの症状は極めて少なく、症状は一般的には軽く、1日から2日で回復すると、国立感染症研究所の説明には書かれております。

続いて、3ページにお戻りください。食材検査からは菌が検出されなかったと申し上げましたが、「5月25日（水）」の欄を御覧ください。「(受託業者より)」というところですが、まず1点目、先生方のほとんどの検便検査からウエルシュ菌が検出され、生徒からも同じく検便検査からウエルシュ菌が検出されたこと。2点目として、5月19日に給食を実施した6校中5校、西中学校は中間テストのために給食の提供がなかったということで、西中学校を除く5校から健康被害の報告があったことから、19日の給食に起因するのではないかということ。3点目として、給食に添えてある牛乳やゼリーなど、他社製造商品にて健康被害が他に報告がないこと。これらを勘案しまして、受託業者による食中毒事故との判断と至り、神奈川県より営業停止処分を受ける旨の連絡が入ったと、業者から報告を受けております。

続いて、4ページを御覧ください。5月31日（火）には市教育委員会も受託業者に立ち入りをし、保健所の指示項目や衛生管理についての改善を確認いたしました。その結果、再開が可能と判断しましたので、6月1日（水）には、保護者宛てに、6月6日（月）から給食を再開する旨をLINEで周知しております。

続きまして、「5 再発防止策について」です。受託業者は保健所から、次の項目について指示を受けました。（1）汚染（菌の付着）された可能性のある食材及び調味料の全廃棄、（2）施設従業員のウィルス及び菌の保菌が無い状態の確認、（3）施設内・厨房機材等適切な運用の確認、（4）全施設・厨房機器の専門業者による殺菌消毒の実施、（5）保健所が主催する衛生講習会の施設従業員の受講、（6）オペレーションマニュアル及び工程表の変更、以上6項目です。これらの指示について、4ページの最終行から5ページにかけて記載している（A）から（C）までの改善を行っております。

す。まず（A）ですが、これまでは、加熱時における中心の温度について、90℃に達することの確認をしていたところ、1分間90℃であることを確認するよう改善されました。次に（B）ですが、初発菌を極力少なくするため、カット野菜の使用直前の洗浄回数が1回から2回へ変更されました。最後に（C）ですが、当該業者が製造して出荷する商品について、真空冷却機もしくはブラストチラーという冷却機を使用し、危険温度帯である35℃～55℃を下回る25℃未満に短時間で冷やす工程を必ず経るものとされました。

学校教育課で行った対策としましては、まず1点目に、学校教育課におります栄養士と受託業者の栄養士、調理員との献立会議で、調理工程についてより細かく協議を行うよう変更いたしました。2点目として、全ての献立を冷却し、温度管理の徹底をするよう、受託業者へ指示しました。3点目として、受託業者に対し、「給食従事者の健康状態、衛生調査票(個票)」の点検項目について確認を徹底するよう指示しました。

最後に、業者からの補償と保護者の反応についてお伝えいたします。まず、業者からの補償についてです。今回の喫食者771人全ての方に、「健康被害調査票」というものが6月1日に郵送されており、その調査票に基づき、今後補償が行われます。具体的には、無症状者には3,000円、腹痛や下痢など症状のあった方には5,000円の慰謝料が支払われるほか、医療費や、医療機関までの交通費、保護者の付き添いがあった場合は日額の付き添い費用、お仕事を休まれた場合は休業損害費用をお支払いする予定となっております。先ほど受託業者に聞き取りを行ったところ、「健康被害調査票」については、昨日までに250件ほど回収しているそうです。

保護者の反応についてですが、5月20日に体調不良者が出てから、保護者への情報提供を計11回、LINEやお手紙を通じて逐一行ってまいりました。6月の給食申込をした方は1,019人いらっしゃったのですが、今回の食中毒事故を受けてキャンセルした方は11人でした。また、その11人の方以上に、選択式給食の早期再開を希望するお電話をいただいております。また、業者と保護者が直接お話をする中では、お叱りの声よりも、「早く再開してほしい」とか、「頑張ってください」など、励ましの声が多かったようです。

報告は以上です。

木島教育長 大変丁寧に御説明いただき、また資料等もしっかりと作っていただき、ありがとうございました。教育委員の皆様方にも、大変御心配をおかけいたしました。何か御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(小井田委員 挙手)

木島教育長 小井田委員、お願いいたします。

小井田委員 大変お疲れ様でした。しっかり記録が残されており、受託業者のこれからの再発防止についても非常に事細かに計画されているということで、安心しました。それから、保護者の給食への信頼、大変助かっている、ありがたいという気持ちの表れが、先ほどの「お叱りよりも励ましの声が多かった」ということにつながっているのかなと思います。これからも、子どもたちの食を守る、食育を充実させるという気持ちでやっていっていただきたいなど、そのように思います。

(北村委員 挙手)

木島教育長 北村委員、お願いいたします。

北村委員 大変お疲れ様でした。子どもが腹痛を訴えて、原因が分からず心配していた保護者の方が多かったのですが、「食中毒発生の疑いがある」というLINEが早い段階で回ってきたので、原因が分かって少し安心したという声を聞きました。逐一LINEでお知らせくださったのが、保護者としてはとても安心できて、良かったと思います。

給食については、私の友人からも「早く再開してほしい」という声を聞きました。再発防止策が徹底され、安心安全な給食が提供されることを期待している方が多い感じがします。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。学校教育課、特に給食担当の方は大変な日々が続いたと思います。教育委員の皆様にも、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、他に取り上げる案件があればお受けいたしますが、いかがですか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和4年7月13日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で6月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前10時07分閉会)